

介護保険法優先の「日常生活用具・補装具」の種目について

補装具・日常生活用具の給付については、40歳未満の方は障害者総合支援法(※1)の適用となります。

しかし、65歳以上の介護保険第1号被保険者の方と特定疾病(※2)の40歳～64歳までの第2号被保険者の方については、身体障害者手帳による補装具・日常生活用具の給付の要件に該当していても、介護保険による「福祉用具貸与」または「特定福祉用具購入」の適用となる場合があります。

また、住宅改修についても介護保険制度該当の方については、介護保険による「居宅介護住宅改修」の適用となります。

※1「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。

※2 特定疾病(介護保険で対象となる病気)16種類については、下記参照。

介護保険で対象となる病気(特定疾病)【16種類】

・がん末期	・脊柱管狭窄症
・関節リウマチ	・早老症
・筋萎縮性側索硬化症	・多系統萎縮症
・後縦靭帯骨化症	・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
・骨折を伴う骨粗鬆症	・脳血管疾患
・初老期における認知症	・閉塞性動脈硬化症
・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	・慢性閉塞性肺疾患
・脊髄小脳変性症	・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

障害者総合支援法と介護保険法の適応表

※手帳が給付要件とあっても、下表のとおり、介護保険制度が優先となります。

	障害者総合支援法	介護保険法
65歳以上の障がい者	×	○
40歳以上65歳未満の障がい者(特定疾病あり)	×	○
40歳以上65歳未満の障がい者(特定疾病なし)	○	×
40歳未満の障がい者	○	×

補装具・日常生活用具の給付を希望する場合の相談窓口

	障がい福祉サービス等の利用状況	相談先
65歳以上の障がい者	障がい福祉サービス:利用あり	担当の相談支援専門員
65歳以上の障がい者	障がい福祉サービス:利用なし 介護保険サービス :利用あり	担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー)
65歳以上の障がい者	「障がい福祉サービス」または「介護保険サービス」: :利用なし	お住いの 地域包括支援センター
40歳以上65歳未満の障がい者 (特定疾病あり)	障がい福祉サービス:利用なし 介護保険サービス :利用あり	担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー)
40歳以上65歳未満の障がい者 (特定疾病なし)	障がい福祉サービス:利用あり	担当の相談支援専門員
40歳未満の障がい者	障がい福祉サービス:利用あり	担当の相談支援専門員

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

種目		障がいの内容及び程度	介護保険優先の有無		
			要支援1.2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (訓練ベット)	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(児) ②学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者(児)	※介護保険優先 (レンタル) ×	○	○
	特殊マット	①3歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(児) ②3歳以上の療育手帳所持者(児)で、障害の程度がA判定の者(児) ③3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者(児)	※介護保険優先 (レンタル) ×	○	○
	特殊尿器 (尿が自動的に吸引されるもの。)	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の者(児)(常時介護を要する者に限る) ②学齢児以上の難病患者等で、自力で排尿できない者(児)	※介護保険優先 (レンタル) ●自動排泄処理装置 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 △	△	○
	入浴担架 (担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの)	3歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(児)(入浴にあたり介護を要する者に限る)	/	/	/
	体位変換器	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(下着交換等に介護を要する者に限る) ②学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者(児)	※介護保険優先 (レンタル) ×	○	○
	移動用リフト	①3歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(児) ②3歳以上の難病患者等で、下肢又は体幹に障害のある者(児)	※介護保険優先 (レンタル) ×	○	○

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

種目	障がいの内容及び程度	介護保険優先の有無		
		要支援 1.2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
入浴補助用具	①3歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害のある者(児) ②3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を要する者(児)	○	○	○
腰掛便座	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の者(児) ②学齢児以上の難病患者等で、常時介護を要する者(児)	○	○	○
T字状・棒状のつえ	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢・体幹・平衡・聴覚機能障害のある者(児)	○	○	○
移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ等)	3歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢・体幹・平衡機能障害のある者(児)	○	○	○
頭部保護帽	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、下肢・体幹・平衡機能障害のある者(児) ②学齢児以上の療育手帳所持者(児) ③学齢児以上の精神障害者保健福祉手帳所持者(児)			
特殊便器 (温水温風を出し得るもの)	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、上肢機能障害の程度が1級又は2級の者(児) ②学齢児以上の療育手帳所持者(児)で、障害の程度がA判定の者(児)(排泄後の処理が困難な者に限る) ③学齢児以上の難病患者等で、上肢機能に障害のある者			
火災警報器	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、総合等級が1級又は2級の者(児) ②学齢児以上の療育手帳所持者(児)で、障害の程度がA判定の者(児)			
自動消火器	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、総合等級が1級又は2級の者(児) ②学齢児以上の療育手帳所持者(児)で、障害の程度がA判定の者(児)			
電磁調理器	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児) ②学齢児以上の療育手帳所持者(児)で、障害の程度がA判定の者(児)			
歩行時間延長信号機 用小型送信機	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)			
聴覚障害者用屋内信号装置	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、聴覚障害の程度が2級の者(児)			

自立生活支援用具

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

種目	障がいの内容及び程度	介護保険優先の有無		
		要支援 1.2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
透析液加温器(透析液を加温し、一定温度に保つもの)	3歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、腎臓機能障害の程度が3級以上の者(児)(自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)により透析療法を行う者に限る)	/	/	/
ネブライザー(吸入器)	①0歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者(児) ②0歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、総合等級3級以上を所持しており(①は除く)、かつ医師の意見書により嚥下機能障害等により必要性が判断される者(児)(初回申請時に医師意見書を要する) ③0歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者(児)	/	/	/
電気式たん吸引器	①0歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者(児) ②0歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、総合等級3級以上を所持しており(①は除く)、かつ医師の意見書により嚥下機能障害等により必要性が判断される者(児)(初回申請時に医師意見書を要する) ③0歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者(児)	/	/	/
自家発電機又は外部バッテリー 人工呼吸器用 ※自家発電機又は外部バッテリーのいずれか1種目のみ申請可能	①0歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の者(児)(初回申請時に医師意見書を要する) ②0歳以上の身体障害者手帳所持者(児)で、総合等級3級以上を所持しており(①は除く)、かつ医師の意見書により嚥下機能障害等により必要性が判断される者(児)(初回申請時に医師意見書を要する) ③0歳以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者(児)(初回申請時に医師意見書を要する)	/	/	/
自家発電機又は外部バッテリー 電気式たん吸引器用	①0歳以上の本要綱の電気式たん吸引器の対象者の要件を満たしている者(児)	/	/	/
酸素ボンベ運搬車	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、呼吸器機能障害がある者(児)(医療保険における在宅酸素療法を行う者に限る)	/	/	/
視覚障害者用体温計(音声式)	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)	/	/	/
視覚障害者用体重計(音声式)	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)	/	/	/
視覚障害者用血圧計(音声式)	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	/	/	/
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) 〔呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの。〕	0歳以上の難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者(既に人工呼吸器を装着している者)	/	/	/

在宅療養等支援用具

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

種目	障がいの内容及び程度	介護保険優先の有無			
		要支援 1.2 要介護1	要介護 2.3	要介護 4.5	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 (携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの)	①学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、音声又は言語機能障害がある者(児) ②学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、上肢・下肢・体幹機能障害があり、医師の意見書により障がいの原疾病により発声・発語に著しい障害を有すると認められる者(児)(初回申請時に医師意見書を要する)	/	/	/
	情報・通信支援用具	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚又は上肢機能障害の程度が1級又は2級の者(児)	/	/	/
	点字ディスプレイ	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、視覚障害の程度が1級又は2級の者	/	/	/
	点字器 (標準型・携帯用)	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害がある者(児)	/	/	/
	点字タイプライター	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)(就労もしくは就学している者。または就労や就学が見込まれる者に限る)	/	/	/
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機・再生専用機)	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)	/	/	/
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)	/	/	/
	視覚障害者用音声・拡大読書器	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害がある者(児)(本装置により文字等を読むことが可能になる者に限る)	/	/	/
	視覚障害者用時計 (触読・音声)	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の者(児)	/	/	/
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害のある者(児)	/	/	/
	点字図書	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害のある者(児)	/	/	/
	聴覚障害者用情報受信装置	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、聴覚障害のある者(児)(本装置によりテレビの活用が可能になる者に限る)	/	/	/
	人工喉頭 (笛式・電動式)	学齢児以上で喉頭を摘出した者(児)	/	/	/
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、視覚障害のある者(児)	/	/	/

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

種目	障がいの内容及び程度	介護保険優先の有無		
		要支援 1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
排泄管理支援用具	収尿器			
	ストーマ装具			
	紙おむつ			

日向市介護用品支給事業実施要綱
【支給対象者】
 (1)本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定を受け、要介護状態区分が要介護4若しくは5と認定された者又は要介護認定と同様の方法を用いて要介護4若しくは5に相当すると高齢者あんしん課長が判断した者
 (3) その者の属する世帯の世帯員すべての市町村民税が非課税の者

【支給物品】
 (1) 紙おむつ
 (2) 尿とりパット
 (3) おむつカバー
 (4) 介護用防水シート
 (5) 使い捨て手袋
 (6) 食事用エプロン
 (7) ウエットティッシュ
 (8) ドライシャンプー
 (9) 清拭剤
 (10) その他市長が特に必要と認める物品

【支給方法等】
 月に1回5,000円を限度として現物支給

排泄管理支援用具

学齢児以上で排尿障害により、収尿器を必要とする者。
 ※初回申請時に医師意見書を要する

【消化器系】
 学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、直腸機能障害のある者(児)

【尿路系】
 学齢児以上の身体障害者手帳所持者(児)で、膀胱機能障害のある者(児)

3歳以上で、排尿・排便機能障害がある者又は排尿・排便の意思表示が困難な者で紙おむつを必要とする者。
 ※初回申請時に医師意見書を要する。
 1年間に最大で12ヶ月分支給可能。ただし、新規申請の場合は、意見書の作成日を含む月から支給開始とする。

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

種目	内容	介護保険優先の有無			
		要支援 1.2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5	
住宅改修費	<p>日向市障害者(児)住宅改修費給付事業実施要綱</p> <p>【対象者】 下肢・体幹・視覚障がい者：令別表の1級から3級までの等級に該当する者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)：令別表の1級から3級までの等級に該当する者</p> <p>【住宅改修の範囲】 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の変更 (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 浴槽の交換 (7) その他前各号に掲げる工事に付帯して必要とされる工事</p> <p>【助成給付限度額】 給付限度額(20万円)</p>	※介護保険優先	○	○	○
		<p>【住宅改修の種類】 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>【支給額】 支給限度基準額(20万円)</p>			

介護保険法優先の「補装具」の種目について

障がい区分	種目	介護保険優先の有無			
			要支援 1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
視覚	視覚障害者安全つえ（普通用、携帯用）				
	眼鏡（矯正用、コンタクトレンズ、弱視用、遮光用）				
	義眼（レディメイド・オーダーメイド）				
聴覚	補聴器				
肢体	義肢装具（義手・義足・下肢装具・体幹装具・上肢装具・先天性股脱装具・内（外）反装具）				
	姿勢保持装置				
	車椅子 （普通型、リクライニング式普通型、手押し型など） ※オーダーメイドの車椅子は、補装具で支給される。	※介護保険優先 （レンタル）	×	○	○
	電動車椅子	※介護保険優先 （レンタル）	△	○	○
	歩行器（六輪型、四輪型、三輪型など）	※介護保険優先 （レンタル）	○	○	○
	歩行補助つえ（松葉づえ、多脚つえ、カナディアンクラッチ、ロフトストランドクラッチ、プラットホーム杖）	※介護保険優先 （レンタル）	○	○	○
肢体及び 音声・言語	重度障害者用意思伝達装置				

■軽度者に対する例外給付について

介護保険の福祉用具貸与では、要支援1・要支援2・要介護1（以下、『軽度者』という。）の方は、以下の種目については、介護保険の対象外となります。

ただし、軽度者の方であっても、以下の福祉用具を利用する必要があって、一定の要件を満たすと認められる場合には、例外的に介護保険給付の対象となります。

【軽度者において保険給付の対象外となる種目】

- ・車いすおよび車いす付属品
- ・特殊寝台および特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具および体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具以外）
- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

※自動排泄処理装置は、要介護2・要介護3の方も、原則として保険給付の対象外です。

■一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入について

令和6年4月より、介護保険の利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制が導入されました。

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖